

福井地裁 高浜原発 運転差止命令仮処分決定日

原発の息の根を止めるため 福井地裁に集いましょう

日時：2015年 **4月14日** (火)
14:00

場所：福井地方裁判所
(福井県福井市春山1丁目1-1)

高浜原発仮処分決定日、みなさん福井地裁へ

福井地裁に高浜原発3・4号機の運転差止め仮処分命令を求めた裁判の決定が4月14日に出ることになりました。福井地裁は平成26年(2014年)5月21日、関西電力大飯原発3・4号機の運転差止めを命ずる判決を言い渡しました。この福井地裁判決の論理に従えば、今回仮処分命令の決定においても、大飯原発のみならず高浜原発についても運転差止めが命令されるはずですが、仮処分決定は、通常の判決とは異なり、直ちに効力が生じます。再稼動することはできなくなります。この点が上級審での是非が確定するまで差止め効力が留保される福井地裁判決との決定的な違いです。**司法の命令が現実には原発を止めるのです。**

政府や関西電力など事業者は、運転差止め仮処分決定が出たあかつきには、事実上全ての原発に“NO”を突きつけた福井地裁判決を今度こそ真摯に受け止め、脱原発に舵を取るべきです。

が、福井地裁判決が出た後も、政府、原子力規制委員会、関電など原子力事業者は、まるで福井地裁判決などなかったかのように、川内原発をはじめとして各地の原発の再稼動を進めようとしています。この状況からすれば、今回仮処分決定が出て、関西電力が異議を出して争ったり、あるいは他の原発再稼動の動きが止まらない恐れが十分にあります。

今こそ、私たち市民の登場するときです。脱原発・原発再稼動に反対とする意思を明確に示し、福井地裁が出すであろう「高浜原発運転差止め仮処分命令」を全身の力を込めて支持しましょう。このため仮処分決定日に、福井地裁に集まることを呼びかけます。そして福井地裁決定を支持し、脱原発の意思を示し、もって**私たち市民一人一人に原発を止める力があることを示しましょう。**福井から、原発を止め、日本の社会を変え、そして歴史を変えるため、**多くの市民のみなさんの参加を呼びかけます。**

【主催】大飯・高浜原発仮処分支援の会
福井から原発を止める裁判の会
【お問い合わせ先】090-2037-9322 (松田)
090-8265-2691 (奥出)
【URL】<http://adieunpp.com/>



web サイト



Facebook

原発を止める、
歴史が変わる、
社会が変わる、
社会が変わる、
ふるさとを喪うわけにはいきません